

一部繰上償還を実施します！

実施は1月と7月のみ
年に2回のチャンスです！

お問い合わせ ☎

経理 貸付班 043-223-4122

一部繰上償還は、借受人の希望により貸付金の一部を繰り上げて返済することができる制度です。元金が減ると、利息の負担も少なくなります。自己資金を把握して計画的に申込みましょう。

申出締切日

令和元年 6月10日(月) 必着 (期限にかかわらず、早めの提出をお願いします。)

申出方法

「一部繰上償還申出書(様式第11号)」を作成し、82円切手2枚を添付の上、郵送又は持参してください。(提出の際には必ず控えをとり、所属で保管をしてください。)

手続きの流れ(7月一部繰上償還)

支部へ申出書を提出
(6月10日支部必着)

支部から所属へ
振込用紙を送付
(6月下旬)

各自、金融機関にて振込み
(7月1日～7月16日まで)

- 一部繰上償還できる金額は、毎月償還のみの場合 10万円以上、ボーナス併用償還の場合 20万円以上で、1円単位となります。
- 申出書は、所属所保管の「貸付事務の手引き」からコピーするか、当支部ホームページからダウンロードして使用してください。
- 未償還元金の把握には償還表の「2019年7月」の欄をご覧ください。
- ボーナス併用償還の場合、希望の繰上償還額に経過利息が加算されます。経過利息分の金額については、入金額等の連絡時にお伝えします。

全額繰上償還について

貸付金の全額を繰り上げて返済することのできる全額繰上償還は、6・8・9・10・12・2・3月に実施します。全額繰上償還を希望する月の前月10日(休祭日の場合は翌開庁日)までに、「全額繰上償還申出書」と82円切手1枚を提出してください。

「ねんきん定期便」 誕生月に届いていませんか？

お問い合わせ ☎

年金班 043-223-4116

毎年、誕生月の末頃に届く「ねんきん定期便」は、国民年金および厚生年金保険に加入している皆様に、年金加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や加入実績に応じた年金額などに関する情報を記載しています。表示内容は以下の通りです。

掲 載 事 項			こ れ ま で の						老 齢 年 金 の 見 込 額	老 齢 年 金 の 種 類	最 近 の 月 別 状 況
			年 金 加入期間	加入実績 に応じた 年 金 額	保 険 料 納 付 額	年金加入 履 歴	厚生年金に おける標準 報酬月額等 の月別状況	国民年金 保険料の 納付状況			
年 齢	送付形式										
節 目 年 齢	35歳	封書	○	○	○	○	○	○			
	45歳	封書	○	○	○	○	○	○			
	59歳	封書	○		○	○	○	○	○		
	50歳未満	はがき	○	○	○						○
	50歳以上	はがき	○		○				○	○	○